社会福祉法人 京都市北区社会福祉協議会

事業計画書 令和2年度

社会福祉法人京都市北区社会福祉協議会

令和2年度 事業計画

I 基本方針

令和元年度は、京都市『地域福祉活動推進指針』及び『京都市の社会福祉協議会基本構想』や北区の特性や実績をふまえ、『第四期北区地域福祉活動計画』を策定しました。

本年度は、『第四期北区地域福祉活動計画』を重点項目に定め、区社協事業及び諸活動の 推進に取り組みます。

Ⅱ 重点項目

「人にやさしい 人がやさしい 北区の福祉のまちづくり」を基本目標として掲げる「第四期 北区地域福祉活動計画」(令和2~6年度)で設定した、2つの基本計画及び9つの実施計画 を事業計画の重点事項として位置づけ、北区の地域福祉活動を推進します。

1 学区社協活動の強化【基本計画①】

実施計画1-① 各学区社協の重点目標の推進

●学区社協の重点目標の実現に向けて、区・学区社協で共有しながら具体化を図り、見直しを行いながら推進します。

実施計画 1 - ② 各学区の実情に従ったつながりのある地域づくりに向け、学びあう、ふれあう、支え合う活動等の推進

- ●高齢者、子ども、障害がある人等、地域のなかで誰もが居場所や役割を実感できる場として「ふれあう」活動を進めます。
- ●社会的孤立を防ぐために、関係機関・団体と連携して、災害時も意識した地域での見守り活動を継続します。
- ●活動を通じ、困りごとを抱える人に気づき、支援につなげる「支え合う」活動を進めま す
- ●地域の実態や住民ニーズを把握し、共有し、「学び合う」取組を進めます。

2 区社協活動の強化【基本計画②】

実施計画2-① 生活課題解決に向け地域で相互に気づき、寄り添い、つながる関係性 の構築

- ●学区社協重点目標の実現に向けた支援に取り組みます。
 - 学区社協重点目標の具体化や実現に向けたステップを明確にするため、学区社協の組織・人材・活動について、区社協事務局として、改めて現状の把握と整理に取り組みます。
- ●北区地域支え合い活動創出コーディネーターをはじめ地域支援担当職員等が中心と

なり、地域に積極的に出て、地域の生活課題の発見・解決に向けた支援を行います。

前述の把握と整理に向け、北区地域支え合い活動創出コーディネーターや地域支援担当職員等が学区社協の諸活動に積極的に参加します。

実施計画2-② 地域と福祉事業所※との連携の促進 ※以降の「福祉事業所」は、高齢者、障害者、子どもに関わる福祉サービス事業者を指します。

●地域と福祉事業所との連携状況を把握し、把握した活動事例の共有・発信に取り組みます。

本会会員である福祉事業所から、地域との連携状況に関するヒアリングに取り組み、把握した活動事例を共有する場を持ちます。

●地域と福祉事業所とが互いの強みを生かした連携が実現するよう、結びあわせに取り組みます。

学区社協や福祉事業所からの要請があるものから、連携に向けた結びあわせに取り組みます。

実施計画2-③ 「互いに認め合う」意識を育む福祉教育(学習機会や体験の場)の充実

●子どもたちが、「ひとごと」を「わがごと」として捉えられるような福祉教育を当事者、地域、福祉事業所等とともに推進します。

福祉教育に協力いただける当事者の育成に、当事者グループとともに取り組むとともに、知的障害 や精神障害などプログラム化できていない分野について、福祉事業所の協力も得て、開発に向けた 検討に取り組みます。

●生活課題を抱えた方への理解や協力につながるよう関係する福祉事業所も含め、地域において事例をもとにした学習機会の促進に取り組みます

地域あんしん支援員事業やセーフティネット事業において把握した生活課題を抱えた方を通じて、 理解や協力につながる学習機会の創出に向け、関係する福祉事業所とともに検討・研究に取り組み ます。

実施計画2-④ 「一人ひとりが安心して暮らせる」を支える

●日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業については、必要とする区民が支援 につながるよう取り組みます。

日常生活自立支援事業については、利用待機者増の現状に対し、契約締結に向け、職員体制の強化を図りながら、取り組みます。

●サービスや制度につながらない生活課題を抱える方や世帯に対する相談支援に取り組みます。

日常生活自立支援事業については、成年後見制度、生活福祉資金貸付事業にあっては、生活困窮者自立相談支援事業などこれまでに引き続き、関係制度や事業と連携し、「とぎれない」相談支援に取り組みます。

●地域あんしん支援員事業やセーフティネット事業を中心に、地域や行政、関係機関とのネットワークを通じて、地域に存在する生活課題(孤立、困窮、制度の狭間)への支援に取り組むとともに、地域の理解と連携を進めます。

地域あんしん支援員事業については、地域の理解と連携を進めるに先立ち、区役所との更なる連携を深めるため、所管部署とともに関連部署への事業周知を強化する。

実施計画2-⑤ 若者から高齢者まで身近な地域でボランティアとして活躍できる環境 の充実

●福祉事業所や関係機関と連携して、いくつになってもボランティアとして活躍でき

る場の更なる充実に取り組みます。

北区地域支え合い活動創出コーディネーターや福祉事業所と連携し、高齢者がボランティアとして活躍できる場の充実に向け、取り組みます。

●大学や青少年活動センターとの連携を強化し、青少年が地域福祉活動に参画できるような仕組みを構築します。

「北区 学生×地域 応援団」を基盤として、青少年が地域福祉活動に継続的に参画できる仕組みづくりに向けた検討を行います。

●福祉事業所やボランティアグループ、地域等におけるボランティアを受け入れる力 の向上に向けた支援に取り組みます。

「ボランティア受入研修の実施に向け、専門家の助言を得ながら実施に向けた準備を進めます。

実施計画2-⑥ 災害に強い福祉のまちづくりの推進

●区災害対策本部からの要請を受けた際、迅速に区災害ボランティアセンターを設置 することができるよう点検と整備を進めます。

区役所の協力を得ながら設置候補地等において、区災害ボランティアセンターの設置に必要な環境の実地点検に取り組みます。

●区災害ボランティアセンターの運営を適切に行えるよう、災害ボランティアセンター設置運営訓練等の備えを進めます。

設置候補地である府立清明高校にて、高校生も交えた区災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。

●災害時の要援護者対策の推進にあたり、行政・関係する福祉事業所を含め、機関・ 団体との連携に努めます。

学区や行政、福祉事業所等を通じた現状把握に努め、必要な取組に協力します。

実施計画2-⑦ 区社協の組織・財政及び情報発信の活性化と強化

●会員部会をベースに、「事業・財政検討委員会」を通じて、区社協の組織・財政及 び情報発信(SNS含む)の活性化と強化を図ります。

「事業・財政検討委員会」の開催に向け、組織・財政等の課題の整理に取り組みます。

Ⅲ 事業の概要

1 法人運営

- (1) 法人運営に関する諸会議の開催
 - ①正副会長会議の開催
 - ②理事会の開催
 - ③評議員会(定時評議員会)の開催
 - 4 監事会の開催
 - ⑤評議員選任解任委員会の開催

- (2) 事業の企画・充実に関する諸会議の開催
 - ①部会開催に向けた検討・調整 (新規)
 - ②事業・財政検討委員会の開催
 - ③生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- (3) 会員増強・財源確保
 - ① 賛助会員募集活動の増強
 - ②共同募金運動の啓発・連携
 - ③地域福祉基金の増強
 - ④各種積立金の増強 (財政調整,修繕,備品等購入,福祉救援活動資金)

2 研修・啓発・表彰

- (1)役員等に関する研修・啓発
 - ①共同募金会分会長,学区社協会長合同研修会
 - ②新年賀詞交換会の実施
 - ③市社協との共催による研修等の開催、役員等の参加促進
 - 1)地域福祉推進セミナー
 - 2) 福祉ボランティア・社協フェスタ
 - 3) 地域福祉・ボランティア活動カレッジ
 - 4) その他、各種研修の機会の提供
- (2) 区民への啓発
 - ①FUNAOKA STANDARD2020 (第17回)の実施
 - ②北区民ふれあいまつり2020への参画
- (3)表彰推薦
 - ①京都市長表彰への推薦
 - ②京都市社協会長表彰への推薦
 - ③その他表彰への推薦

3 共同募金事業への協力と配分金による事業実施

- (1) 共同募金運動の啓発・連携
 - ①街頭啓発への協力
 - ②その他イベント等における啓発

- (2)配分金による助成事業の実施
 - ①助成事業の実施
 - 1) 学区社協活動総合推進事業
 - 2) 地域福祉活動助成事業 (社会福祉関係団体・社会福祉事業団体・社会福祉施設・実行委員会事業・ネットワーク事業)
 - 3) ボランティアグループ等活動助成事業(ボランティアグループ・当事者サークル・NPO等)
- (3) 適切な運用や透明性確保に向けた取組
 - ①はねっとシステムへの入力、情報公開
 - ②共同募金会分会長·学区社協会長合同研修会 (**再揭**)

4 学区社会福祉協議会活動の推進

- (1) 学区社協間の連絡調整
 - ①学区社協会長会議の実施
- (2) 学区社協の人材育成
 - ①学区における役員及びボランティアを対象とした研修等の実施に関する支援
- (3) 学区社協重点目標の推進に向けた取組
 - ①学区社協重点目標の具体化・見直しに向けた準備
- (4) 学区社協活動総合推進事業の実施 (再掲)
 - ①学区社協活動の基盤整備活動
 - 1)「地域を知る」活動への支援
 - 2)「住民参加を図る」活動への支援
 - 3)「学区活動の目標を設定する」活動への支援
 - ②学区社協の強化活動
 - 1)「学びあう」活動への支援
 - 2)「地域の絆づくり事業」活動への支援
 - 3)「ふれあう」活動への支援
 - 4)「支えあう」活動への支援
 - ③地域の特性を生かした新たな活動プログラムを開発・創造する支援
- (5) 健康すこやか学級事業の推進

- ①介護予防に関する取組の充実
- ②新規利用者や男性利用者の受け入れに向けた支援
- ③健康すこやか学級事業 実務者研修会(介護予防研修会)の充実
- (6) 地域の絆づくり事業への取り組み支援
 - ①居場所づくりの支援
 - ②見守り活動促進への支援
 - ③身近な地域での相談活動への支援
 - 4各学区における活動の拠点づくりへの支援
- (7)活動に対する助成事業の実施
 - ①基本助成
 - ②賛助会員增強活動費
 - ③学区社協活動総合推進事業 (再掲)
 - ④健康すこやか学級事業 (再掲)
 - ⑤地域の絆づくり助成事業(市社協)の推進 (再掲)
- (8) 地域における民生委員との連携の強化
- 5 北区ボランティアセンター事業の推進
 - (1) ネットワーク事業
 - ①ボランティアグループ交流会の実施
 - ②北区 学生×地域 応援団の取組の推進
 - (2)情報の収集・啓発事業
 - ①区域広報紙及び京都市社協との共同広報紙の発行
 - ②ホームページによる情報の収集, 発信の充実
 - ③SNSを活用した情報の収集・発信
 - (3) 人材育成・活動への参画促進事業
 - ①ボランティア入門講座の実施
 - ②ボランティア入門講座への支援
 - 1) 点字教室(京都市北区視覚障害者協会への協力)
 - 2) 手話教室(京都市聴覚障害者協会北支部への協力)
 - 3) アイヘルパー養成講座(ボランティアグループへの協力)

- ③地域における福祉教育・ボランティア学習推進事業の実施
 - 1) 学校における当事者、地域、福祉事業所との連携による福祉教育プログラムの実施
 - 2) 学校への福祉教育授業実施にかかる資機材・備品の貸出
- ④FUNAOKA STANDARD2020の実施 (再掲)
 - 1) FUNAOKA STANDARD2020実行委員会の実施
 - 2) 青少年の参加促進
- (4) 相談・コーディネート事業
 - ①ボランティア活動に関する相談・連絡調整
 - ②「知恵シルバーセンター」の活用促進
 - ③コーディネートをおこなうための情報の収集・調査
 - ④北老人福祉センターと連携した高齢者のボランティア等社会参加促進にかかる取組 (新規)
 - ⑤北区地域支え合い活動創出コーディネーターと連携したボランティア受入環境の整備 (新規)
- (5)活動振興援助事業
 - ①活動機材(印刷機・コピー機・プロジェクター等)や会議室の貸出
 - ②福祉の保険(ボランティア保険・福祉行事保険等)の受付・取次
 - ③ボランティアグループ等活動助成事業の実施(公開プレゼンテーション) **(再掲)** (ボランティアグループ・当事者サークル・NPO等)
 - ④民間助成の周知・推薦事務
- (6) 災害対策のための環境整備
 - ①北区災害ボランティアセンターの設置環境の点検及び整備 (新規)
 - ②災害時要援護者対策の推進に向けた関係機関・団体との連携 (新規)
 - ③学区を単位とした災害時における要援護者支援に関する取組の充実
 - ④災害時における学区間の連携について検討
 - ⑤北区総合防災訓練への参画(北区災害ボランティアセンターの周知)
 - ⑥北区災害ボランティアセンターシミュレーション訓練の実施 (新規)

6 生活支援・個別支援の取組強化

- (1)総合相談事業の実施
 - ①日常的な相談への対応

- ②苦情に対する対応
- (2) 個別事例をもとにした地域における学習機会創出に向けた検討 (新規)
- (3) チャレンジ就労体験事業(市社協)への協力
 - ①市社協・就労体験先・福祉事務所との連携による就労体験者への支援
 - ②体験受入事業所との連絡・調整及び支援(市社協との共同)
 - ③就労体験先の開拓
- (4) 高齢者等見守り活動企業連携事業への協力
- (5) 認知症の方への支援
 - ①認知症カフェ「おれんじサロン てんきにな~れ」の運営支援
 - ②他団体・事業所等による認知症カフェの立ち上げ及び運営支援
- (6) 地域の生活課題に対する支援
 - ①区役所・保健福祉センター等との連携強化
- (7) 地域あんしん支援員設置事業(市社協)との連携
 - ①選定ケースへの寄り添い支援への協力
 - ②関係機関・団体との調整及び連携への支援
- (8) 京都市地域支え合い活動創出事業への協力
 - ①地域支え合い活動創出コーディネーターへの協力
 - ②地域支え合い活動創出調整会議への協力
 - ③関係機関・団体・商店など多様な活動者との調整及び連携支援への協力

7 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の実施

- (1) 利用者・相談対応
 - ①新規利用の受付
 - ②利用者との契約に基づく日常的支援
 - ③待機者の計画的管理
 - ④利用者・関係機関からの日常的相談
- (2) 生活支援員確保・育成

- ①生活支援員交流会の実施
- ②生活支援員養成研修への協力
- ③生活支援員現任研修への参加促進

(3)普及·啓発

- ①事業の普及・啓発
- ②関係機関との連携による潜在的利用ニーズの掘りおこし
- ③北区権利擁護ネットワーク会議への参画
- ④北部障害者権利擁護連絡会議(北部圏域障害者地域生活支援センター主催)への参画

(4) 事業運営

- ①実施社協(京都市社協)との連携・調整
- ②法人後見事業(京都市社協)との連携
- ③関係機関との連携強化

8 生活福祉資金貸付事業等の実施

- (1)貸付・償還に関する相談・対応
- (2) 生活福祉資金貸付調査委員会の実施 (再掲)
- (3) 北区民生児童委員会及び保健福祉センター,京都府社会福祉協議会との連携強化
- (4) 住居確保給付金事業(市社協受託事業)との連携
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業(京都市)との連携

9 地域福祉活動計画の推進

- (1) 第4期北区地域福祉活動計画の推進(令和2年度~6年度) (新規)
- (2) 地域福祉に関する調査・研究活動

10 関係機関等との連携・協働及び参画・支援

- (1) 地域福祉に関するネットワーク
 - ①北区地域福祉推進委員会への参画・事務局運営
 - 1)委員会の開催
 - 2) プロジェクト会議の開催
 - 3) 地域と福祉事業所の連携促進に向けた取組の実施 (新規)
 - 4) 地域福祉に関するシンポジウムの実施
 - 5) 福祉総合マップの更新
 - 6) 災害から人々の生活を守る地域防災体制づくり
 - ア) 北区総合防災訓練における災害ボランティアセンターの周知 (再掲)
 - イ) 学区における災害時要配慮者支援活動の推進 (再掲)
 - ウ) 北区災害ボランティアセンターシミュレーション訓練 (再掲)
 - 7) ボランティアグループ等活動助成事業への参画 (再掲)
 - 8) 北区内の認知症カフェの立ち上げ・運営支援 (再掲)
 - 9) 北区基本計画(福祉分野)策定への協力 (新規)
 - 10) 第四期北区地域福祉活動計画の推進への協力 (再掲)
 - 11) 地域協議会の開催への協力
- (2) 高齢福祉に関するネットワーク
 - ①地域包括支援センター運営協議会への参画
 - ②地域包括支援センター連絡会議・センター長会議及び社会福祉士専門職会議への 参画
 - ③各学区及び日常生活圏域における地域ケア会議への参画
 - ④北区・上京区認知症サポートネットワーク運営会議への参画
 - ⑤京都市老人福祉施設協議会会員施設及び事業所等との連携
- (3) 障害福祉に関するネットワーク
 - ①北区障害者支援連絡会との連携・協働
 - ②北区こころのキャンバスネットワークへの参画
 - ③北部障害者自立支援協議会への参画
- (4) 児童福祉に関するネットワーク
 - ①にこにこ広場への協力
 - ②北区子育て支援推進会議への参画及び関連事業への協力
- (5) その他福祉に関するネットワーク
 - ①北区行政推進会議

- ②北区「はぐくみ」ネットワーク実行委員会
- ③北区防災会議
- ④北区安心安全推進委員会
- ⑤北犯罪被害者支援連絡協議会
- ⑥北区地域保健福祉推進協議会

11 福祉関係団体・当事者団体等への支援

- (1)助成事業の実施
 - ①地域福祉活動助成事業 (再掲) (社会福祉関係団体・社会福祉事業団体・社会福祉施設・実行委員会事業・ネットワーク事業)
- (2)活動支援
 - ①精神障害者ふれあいサロン事業「ぽれぽれ」への参画・支援
 - ②障害者週間街頭啓発キャンペーンの実施
 - ③全国車いす駅伝競走大会への協力
 - ④つながるワークショップへの協力

12 広報・情報の発信

- (1)区域広報紙及び市社協との共同広報紙の発行 (再掲)
- (2) ホームページ等による情報の収集、発信の充実 (再掲)
- (3) 市民しんぶん北区版の地域福祉コーナー「こころ+」(こころたす) 掲載による情報発信

13 その他

- (1) 社会福祉援助技術実習生等の受入, 実習指導
- (2) 大学等への講師・報告者としての職員派遣



